

# 市議会 定例会(3月) 使用料や手数料を値上げ

市議会定例会(3月)では、51年度当初予算のほか、市立幼稚園保育料徴収条例や、駐車場条例、都市公園条例などの条例改正、新設条例案が出されましたが、いずれも可決されました。今回は、財政ひっ迫のおり、使用料や手数料を実情に合ったものに改めましたので、値上げが中心になってしまいました。それでは、このうち主なものを紹介します。

## 市営駐車場は30分50円

平垣、和田など5カ所に市営駐車場料金が1時間50円から30分50円に変わりました。なお、営業時間はこれまでどおり午前8時から午後8時までで、夜間は無料です。



## 母子健康センター 分べん料24,000円に

母子健康センターの使用料と手数料が改正され、4月1日から次のようになりました。

### 使用料

| 区分                        | 金額                    |
|---------------------------|-----------------------|
| 入所料                       | 1日につき 1,600円          |
| 分べん料<br>(7日分のもく<br>浴料を含む) | 24,000円<br>(双胎の場合5割増) |
| 乳児介哺乳料                    | 1日につき 800円            |
| 未熟児介哺乳料                   | 1日につき 800円            |
| 食費                        | 1日につき 900円            |
| 寝具損料                      | 1日につき 300円            |
| 市外者<br>施設使用料              | 1回につき 20,000円         |

### 手数料

|       |            |
|-------|------------|
| 胎盤処置料 | 1件につき 500円 |
|-------|------------|

## 所得に応じた保育料に改正

保育園の保育料が51年度から別表のように引き上げられました。今回の改正は、国の徴収基準や各市との均衡を保ちながら、保護者の

所得に応じた保育料に改めたものです。改正で増収が見込まれる2097万円は、民間保育所に対する助成、保育内容の充実をはかるために使います

### 保育料徴収基準額表

(単位円)

| 階層                  | 区分          | 国の基準(50年度)        |                  | 50年度まで |       | 51年度から |       |
|---------------------|-------------|-------------------|------------------|--------|-------|--------|-------|
|                     |             | 3才未満              | 3才以上             | 3才未満   | 3才以上  | 3才未満   | 3才以上  |
| 生活保護世帯・市民税<br>非課税世帯 |             | 0                 | 0                | 0      | 0     | 0      | 0     |
| 所得税が<br>非課税が<br>世帯  | 市民税が均等割     | 2,450             | 2,050            | 2,400  | 2,000 | 2,400  | 2,000 |
|                     | 市民税が5000円未満 | 3,450             | 3,000            | 3,400  | 3,000 | 3,400  | 3,000 |
|                     | 市民税が5000円以上 | 4,050             | 3,600            | 4,000  | 3,500 | 4,000  | 3,500 |
| 所得税が課税されて<br>いる世帯   | 3000円未満     | 4,900             | 4,400            | 4,500  | 4,000 | 4,500  | 4,000 |
|                     | 3000~3万円未満  | 6,900             | 6,700            | 6,500  | 6,000 | 6,500  | 6,000 |
|                     | 3万~6万円未満    | 8,850             | 8,550            | 7,000  | 6,500 | 8,000  | 7,000 |
|                     | 6万~9万円未満    | 12,350            | 9,420~<br>12,000 | 8,000  | 7,000 | 11,000 | 7,500 |
|                     | 9万~12万円未満   | 17,610            | 9,420~<br>17,200 | 9,000  | 8,000 | 14,000 | 8,000 |
|                     | 12万~15万円未満  | 30,000            | 9,420~<br>19,050 | 10,000 | 8,000 | 16,000 | 8,500 |
|                     | 15万円以上      | 31,510~<br>38,660 | 9,420~<br>19,050 | 10,000 | 8,000 | 18,000 | 9,000 |

## 督促手数料70円に

郵便料金の値上げにともない、税金や水道、下水道などの督促手数料が20円から70円にアップされました。

## 市立幼稚園の保育料 月額3000円に

市立幼稚園保育料徴収条例の一部が改正され、4月から月額1200円を3000円に値上げしました。

また、市立吉原商業高等学校の授業料徴も改正され、新入生から次のようになりました。

|       |            |
|-------|------------|
| 授業料   | 年額 38,400円 |
| 入学検定料 | 700円       |
| 入学料   | 1,000円     |



## 勤労者会館使用料も

富士市勤労者会館条例の一部も改正され、会議室・事務室の使用料が4月1日から次のようになりました。

| 使用時間<br>使用区分 | 午前8時から<br>正午まで | 正午から<br>午後5時まで | 午後5時から<br>午後9時まで | 午前8時から<br>午後9時まで |
|--------------|----------------|----------------|------------------|------------------|
| 大会議室         | 200円           | 200円           | 400円             | 800円             |
| 小会議室         | 100円           | 100円           | 200円             | 400円             |

◆事務室の使用料は、1号事務室が月額4000円、2号事務室が月額2000円です。

## 市民会館の使用料も 文化センター

富士市民会館条例の一部が改正され、吉原市民会館、富士文化センターのホールや会議室の使用料も変わりました。

このほか、国民健康保険税条例、水道事業給水条例なども一部改正されました。

# 公設市場の開場を延期

公設地方卸売市場の開設を4月に予定していましたが、統合予定市場との話し合いがつかず、やむを得ず延期いたしましたので、延期した理由、今後の見通しをお知らせいたします。

公設地方卸売市場は、生鮮食料品の取引の適正化と生産及び流通の円滑化をはかり、市民に安定した価格で供給できるような体制をつくるもので、近代都市に欠くことのできない施設です。昭和49年12月に着工し、このほど第1次計画分が完了しました。

当初計画では、4月開設の予定でしたが、開設を目前にして、統合予定市場のうち、青果2市場が脱落、参加表名市場は青果2市場、水産1市場（条件付き）のみという事態となってしまうました。水産市場については入場するための条件について、現在話し合いを行っています。

このため、市場をとりまく情勢を考え、今後の対応策について慎重に検討しましたが、やむを得ず開設を延期することになりました。

理由としては、少数参加市場による開場では、市場の大型化、総合化を公設によって達成する開設計画に合わず、多額の投資をした趣旨にもそわないことにもなります。また、買受人などにとって魅力ある公設市場とするためには入場卸売業者を充実しなければなりません。さらに、新会社の設立や現会社と新会社との間で行われる商法の規定による諸手続、独禁法に基づく公正取引委員会への届出、受理など営業開始までに

かなりの期間を要することなどです。

しかし、これまでの経過から不参加表名市場との話し合いはきわめて困難な状況ですが、市場施設を1日も早く有効的に利用しなければなりません。以上の点を考え、市場の開設時期は遅くとも今年の9月を目途にして作業をすすめます。この間、県、市、協調の上、関係市町、業界団体の協力を得て、対象市場、買受人との話し合い、消費者・生産者組織を通じて側面からの協力要請なども行います。また、不参加市場に対し、市場への入場の話し合いを積極的に行い、今後公設市場の目的達成のため最善の努力をします。



## 健全な運営のために 市場運営協議会 を設置

なお、公設市場の健全な運営は、生産・流通・消費を通じ、市民の日常生活に直結する問題ですから、「公設卸売市場運営協議会」を設置し、市場の管理や運営に万全をはかります。